さまざまな機関で、被害者を支援しています

被害者

緊急に相談したい。加害者を捕まえてほしい。

警　察

・暴力の相談に対応します。
・加害者への指導警告や検挙を行います。

相談したい。加害者の元から避難したい。

配偶者暴力相談支援センター

・暴力の相談に応じます。
・保護命令の申請等、必要な情報の提供を行います。
・被害者を一時的に保護します。

ケガの治療を受けたい。

病　院

・ケガの治療を行います。
・暴力を受けた証明となる診断書を作成します。
・被害者の意思を確認したうえで、配偶者暴力相談支援センターや警察に通報します。

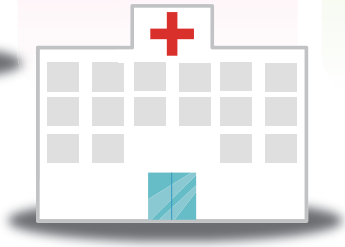

加害者を遠ざけたい。

地方裁判所

・保護命令を発令します。

加害者から離れ新しい生活を始めたい。

- 住民票や健康保険について相談したい。 → 市町の市民課・住民課等
- 経済的支援を受けたい。 → 県・市町の福祉担当課
- 住むところを探したい。 → 県・市町公営住宅担当課
- 仕事に就きたい。 → 公共職業安定所
- 子どもに関する相談をしたい。 → 福祉総合支援センター 子ども・女性支援センター
- 離婚したい。 → 法テラス 弁護士会 家庭裁判所